# 「認定新規就農者」になりましょう

## ◇あなたも『新・やまがた農業人!』◇

「認定新規就農者」とは、農業経営開始後5年目の目標を示した「青年等就農計画」を市町村に提出し、「地域農業の新たな担い手」として認定された新規就農者のことを言います。

国・県・市町村などの行政機関や農業関係機関は、認定新規就農者に対して、集中的に支援 措置を講じます。

対象者

#### 新たに農業経営を営もうとする青年等

- ①青年(原則18歳以上45歳未満)
- ②特定の知識・技能を有する中高年齢者(45歳以上65歳未満)
- ③上記の者が役員の過半数を占める法人

青年等 就農計画 の作成

#### 将来の構想、所得目標をまとめる

●青年等就農計画の策定については、市町村、県各総合支庁各農業技術普及課などに相談する。

青年等 就農計画の 申請・認定

#### 認定までの流れ

①指導・助言

県各総合支庁 各農業技術普及課 等

(農業経営開始 2青年等就農計画の認定申請 5年以内の者を含む)

市町村

③青年等就農計画の認定

青年等就農計画の 審査を実施

晴れて 認定新規 就農者

### 認定新規就農者のメリット

- ■関係機関から濃密な指導が受けられる。
- ●青年等就農資金の借受けができる。

新規就農希望者

●新規就農者育成総合対策(就農準備資金)等の助成が受けられる。